

令和8年度いさはや地域振興商品券事業 使用可能店舗登録申請書 兼 誓約書

いさはや地域振興商品券事業実行委員会 御中
 諫早商工会議所 (TEL:22-3323 FAX:24-3638)
 諫早市商工会 東部支所 (TEL:32-2184 FAX:32-2291)
 諫早市商工会 西部支所 (TEL:43-0140 FAX:43-2359)
 (※登録手続きを行う商工団体にチェックしてください)

事業所名			
チラシ・ホームページ掲載用名称(フリガナ)..... (20文字以内)		
代表者氏名			
店舗所在地	〒 諫早市		
本社所在地(法人は登記上の本店所在地、個人事業者は事業主の住所を記入)	〒		
連絡先	担当者氏名	部署・役職	
	電話	FAX	
	メールアドレス		
換金代金振込指定口座	金融機関名	金融機関コード(4桁)	
	支店名	支店コード(3桁)	
	(フリガナ)	預金種別	(普通 / 当座)
	口座名義	口座番号(7桁)	
振込先口座情報の誤登録を防ぐため、通帳の写し(表紙および見開き1枚目の両方)を必ず添付してください。 ※ネットバンキング等の場合は、銀行名・支店名・口座番号・名義人(カタカナ)が印字された画面の写し			
ホームページ掲載用検索絞り込みカテゴリ	※裏面カテゴリ一覧表から該当する番号を選択し記入してください。複数選択可能です。		
ホームページ掲載用主な取扱品商品・サービス	※20文字以内でご記入ください。文字数オーバーの場合は事務局で調整させていただきます。		
営業時間・定休日	営業時間: 午前 時 分 ~ 午後 時 分 定休日:		
加入商工団体	<input type="checkbox"/> 諫早商工会議所 <input type="checkbox"/> 諫早市商工会 <input type="checkbox"/> 非会員 ※非会員事業所は、営業を証明できるもの(個人事業開業届け、営業許可証、チラシ等の写しやホームページを印刷したもの等)を本申請書に添付して下さい。		

※使用可能店舗として、上記のとおり申請します。また、当該事業の参加にあたっては、実行委員会が定める使用可能店舗募集要項及び本申請書に記載される事項を承諾し、実行委員会の指示を遵守するとともに、不正換金等の違反行為は絶対に行わないことを誓約いたします。

令和8年 月 日 (事業所名)
 (代表者名) 印

※ 代表者名を自署された場合は印鑑不要

【事務局記入欄】

本社所在地:(諫早市内 ・ 諫早市外)	会員区分:(会員 ・ 非会員)	町番号:
換金手数料:(0% ・ 3%)		
使用可能店舗登録番号:		

注意 : お申し込みは、「郵送」「窓口持参」または「FAX」にてお願い致します。
 FAXでお申し込みの場合は、送信後、申請書が届いていることを電話でご確認ください。

ホームページ掲載用 検索絞り込みカテゴリー一覧表

※主なものを複数選択可、申請書に番号を記入してください。

No	カテゴリー	No	カテゴリー
1	旅館・ホテル	38	コンビニエンスストア
2	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	39	飲料小売
3	専門料理店	40	茶類小売
4	そば・うどん店	41	米穀類小売
5	ラーメン店	42	豆腐・かまぼこ等加工食品小売
6	焼肉店	43	乾物小売
7	すし店	44	自動車小売
8	酒場・ビヤホール	45	自動車部分品・附属品小売
9	バー・キャバレー・ナイトクラブ	46	二輪自動車小売
10	喫茶店	47	自転車小売業
11	その他の飲食店	48	家電量販店
12	持ち帰り飲食サービス	49	電気機械器具小売
13	配達飲食サービス	50	家具・建具・畳小売
14	クリーニング	51	金物小売
15	理容室・美容室	52	陶磁器・ガラス器小売
16	一般公衆浴場	53	医薬品・化粧品小売業
17	旅行	54	ドラッグストア
18	家事サービス	55	調剤薬局
19	スポーツ施設提供	56	農耕用品小売
20	遊戯場	57	農業用機械器具小売
21	医療・療術	58	苗・種子小売
22	百貨店・総合スーパー	59	肥料・飼料小売
23	寝具小売	60	ガソリンスタンド
24	呉服・服地小売	61	書店
25	男子服小売	62	新聞小売
26	婦人服小売	63	紙・文房具小売
27	子供服小売	64	スポーツ用品小売
28	靴・履物小売	65	がん具・娯楽用品小売
29	かばん・袋物小売	66	楽器小売
30	下着類小売	67	写真機・時計・眼鏡小売
31	洋品雑貨・小間物小売	68	ホームセンター
32	各種食料品小売	69	花・植木小売
33	野菜・果実小売	70	建築材料小売
34	食肉小売	71	ジュエリー製品小売
35	鮮魚小売	72	ペット・ペット用品小売
36	酒小売	73	骨とう品小売
37	パン小売	74	その他()

令和8年度いさはや地域振興商品券事業 概要

商品券名称	いさはや地域振興商品券
事業主体	いさはや地域振興商品券事業実行委員会（〒854-0016 諫早市高城町5-10 諫早商工会議所内）
発行総額(数)	19億5千万円(30万冊、プレミアム分4億5千万円)
販売単位	1冊6,500円分の商品券を5,000円で販売(プレミアム率30%)
1冊の内容	500円券×13枚（市内本社店舗 専用券5枚、全店舗 共通券8枚）
販売方法	購入希望者による申込販売
購入対象者	令和8年4月30日現在、諫早市の住民基本台帳に登録されている方
購入申込期間	令和8年5月21日(木)から令和8年6月8日(月)（期間最終日の消印有効）
購入申込限度	1人につき最大5冊(2万5千円)まで（申込多数の場合は、購入冊数を調整）
購入方法	諫早市から配達地域指定郵便にて各家庭に送付される「購入申込書」、または、WEB(諫早市ホームページに掲載予定)により申し込み、後日、購入引換券が諫早市から郵送されるので、購入引換券を持参のうえ、指定した購入場所で購入する
販売期間	令和8年7月16日(木)から令和8年9月30日(水)
販売場所	市内郵便局(簡易郵便局を除く)20局、市内の長崎県農農業協同組合本店・支店、Aコープ西諫早店、長崎西彼農協同組合多良見支店、諫早観光物産コンベンション協会
使用可能店舗	諫早市内で事業を営む店舗(事業所) ※実行委員会にて公募
使用可能期間	令和8年7月16日(木)から令和8年10月31日(土)
商品券の使用	<ul style="list-style-type: none"> ○商品券は、物品の販売または役務の提供などの取引において使用可能 ・現金との交換は禁止とする。 ・商品券額面以下の利用の場合であっても、お釣りは出さない。 ○商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるための使用は不可 ・不動産または金融商品 ・たばこ ・商品券、印紙、証紙、切手、ハガキ、有価証券、ビール券、図書券、プリペイドカード等の換金性の高いもの ・電子マネーのチャージ、通信販売等のコンビニ決済 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 ・国や地方公共団体への支払い(税金・水道料金・市指定ゴミ袋等)
使用可能店舗公募期間	<p>令和8年3月2日(月)から令和8年10月30日(金)</p> <p>※3月31日(火)までに登録した店舗は、5月21日(木)申込開始時点の使用可能店舗一覧表に掲載</p> <p>※6月2日(火)までに登録した店舗は、7月16日(木)販売開始時点の使用可能店舗一覧チラシに掲載</p>
使用可能店舗資格	<p>使用可能店舗は、諫早市内で事業を営む店舗(事業所)で、当該事業に参加を希望する事業所とする。但し、次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に該当する営業を行う者</p> <p>(2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者</p> <p>(3) 役員等が暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者</p> <p>(4) 上記のほか、実行委員会が対象外とすることを適当と認めた者</p>
使用可能店舗登録方法	<p>諫早商工会議所または諫早市商工会に使用可能店舗登録申請書兼誓約書、換金代金振込指定口座の通帳の写し(表紙および見開き1枚目の両方)を提出。(ネットバンキング等の場合は、銀行名・支店名・口座番号・名義人(カタカナ)が印字された画面の写し) ※必ずしも会員である上記団体で登録を行う必要はありませんが、提出先が換金場所となりますのでご注意ください。</p>
使用可能店舗登録料	一店舗につき1,000円（消費税の取り扱いは課税対象外(不課税)）
換金期間	令和8年7月27日(月)～令和8年11月27日(金)における実行委員会が指定する日 ※詳細は、後日、登録した商工団体からお知らせいたします。
換金場所	登録手続きを行った商工団体
換金方法	<p>商品券換金申請書及び使用済商品券枚数を確認後、換金手数料を控除した金額を銀行振込により支払います。振込日は、毎月1日から14日までの受付分については当月30日に、毎月15日から末日までの受付分については翌月14日とします。ただし、当該日が銀行休業日にあたる場合は、その翌営業日を振込日とします。</p>
換金手数料	<p>(1) 諫早市内に本社をおく事業者(法人の場合は登記上の本店所在地、個人事業者の場合は事業主の住所地で判断)または諫早商工会議所の会員または諫早市商工会の会員・・・商品券額面の0%</p> <p>(2) 諫早市外に本社をおく事業者(法人の場合は登記上の本店所在地、個人事業者の場合は事業主の住所地で判断)のうち、諫早商工会議所または諫早市商工会の会員でない者・・・商品券額面の3%(但し、使用可能店舗登録申請手続きまでに入会申込を行った場合は0%)。※消費税の取り扱いは課税ですが、インボイス制度には対応していないのでご注意ください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・後日、配布する使用可能店舗のポスター、ステッカー、のぼりを店舗に掲示して下さい。(※使用可能店舗のポスター、ステッカー、のぼりが不足の場合は、ポスター:100円、ステッカー:100円、のぼり:1,000円で販売致します。消費税の取り扱いは課税ですが、インボイス制度には対応していないのでご注意ください。) ・換金目的での購入、商品券の2次使用、事業決済資金としての利用は、絶対にやめて下さい。 ・商品券受領時には、ホログラム等の偽造防止加工を確認し、偽造商品券使用の阻止に努めて下さい。